

行政視察報告書

1. 委員会または会派等 日本共産党議員団
2. 視察期間 平成24年7月3日 から 平成24年7月4日までの 2日間
3. 視察先 (1) 神奈川県川崎市
(2) 東京都多摩市
4. 視察項目 公契約条例について
5. 参加者 〔議員〕高口講治 橋積和雄 北岡あや
〔同行〕なし
〔随員〕なし
6. 考察 別紙のとおり
以上のとおり、報告いたします。 平成24年 7 月 1 1 日 報告者 <u>高口 講治</u> 大牟田市議会議長 殿

6. 考察

神奈川県川崎市の公契約条例

平成 23 年 4 月 1 日現在の人口 1,426,777 人。

川崎市は政令指定都市で初となる公契約を 2010 年 12 月議会で可決し、2011 年 4 月から施行している。その背景には、低価格入札の増加でダンピングの発生や下請け業者・労働者へのしわ寄せが懸念される状況があり、公共事業の品質の確保と契約に携わる労働環境の整備を図る目的で整備された。

公契約条例の対象は、予定価格 6 億円以上の工事請負契約と予定価格 1,000 万円以上の業務委託契約のうち清掃・警備・事務などの事業である。6 億円以上の工事は、件数としては全体の 1%程度だが、金額は請負契約総額の約 30%~40%になる。平成 23 年度の契約件数は、工事請負契約で 15 件、業務委託契約で 34 件。また、指定管理者が管理する公の施設は 205 施設。公契約条例の対象労働者は数万人と予想されている。

労働者の最低賃金は、工事請負契約では生活保護額を基準に、業務委託契約では公共工事設計労務単価を基準にして設定している。一人親方も対象労働者としている。自治体が公契約業者側に求めるものは、賃金・勤務表の提出と最低賃金などの公契約内容の労働者への周知徹底である。公契約施行後の違反や労働者からの申し立てはあっていない。行政による提出書類や賃金支払い状況に関する公契約業者側への調査はしていない。業者と自治体の信頼関係を基本にしている。公契約条例の施行のための人員増は 2 名である。

これまで問題となっていた公契約上の最低賃金と最低賃金法での最低賃金との整合性については、「条例において、最低賃金法で定める最低賃金を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならないとすることは、同法上問題となるものではない」との政府答弁で解決した。

受注者の義務は、作業報酬の支払い、台帳の作成、労働者への周知。労働者の権利として、条例に基づく申し出、不利益な取り扱いをうけないこと。市の履行確認は、台帳による作業報酬支払の確認、労働者の申し出への対応、資料請求、立ち入り、是正勧告。契約違反への対応は、契約解除、指名停止措置。

川崎市の公契約条例の特徴は、指定管理者も公契約の対象としたこと、一人親方も労働者として対象としたこと、業務委託契約における作業報酬下限額の基準に生活保護基準を採用したこと、作業報酬下限額の決定に「作業報酬審議会（事業者代表 2 名・労働者代表 2 名・学識経験者 1 名）」意見を参考にしたこと、指定出資法人や P F I 事業者の契約についても市に準ずることにしたこと、などである。

この公契約条例制定までには、永年にわたる市民・建設業組合の運動や議会活動が行われている。その結果、「作業報酬審議会」にも労働者側代表として参

加している。今後の課題としては、条例の実効性を担保するために事業者・労働者への広報の充実、実行のための組織整備の推進。公契約に携わる労働者の労働環境の整備、公共工事の品質確保をあげている。

東京都多摩市の公契約条例

平成 24 年 1 月 1 日現在の人口 144,295 人、世帯数 65,725、平成 24 年度一般会計予算額は 490 億 5,700 万円。

最低賃金は設計労務単価の 90%としている。平成 18 年の公契約法の制定を求める意見書採択の後、自治体が最低賃金を決めていいのかという法的問題を解決し、22 年の野田市、23 年の川崎市の公契約条例施行を踏まえ、24 年 4 月に東京都初の公契約条例を施行した。その過程で、「公共サービス基本条例」を制定し、公共サービスの質の向上と官製ワーキングプアの排除、民間事業者の責任の明確化と労働者の賃金確保への意思を示した。また、22 年 10 月には「公契約制度調査検討委員会（副市長ほか部長 6 名）」を設置し、先進市視察や事業者アンケートを実施した。その結果は、公契約条例制定賛成 46%、反対 13%、わからない 39%であった。23 年 8 月には「公契約制度に関する審査委員会（弁護士 1 名、労働者団体代表 2 名、事業者代表 2 名）」を設置し、条例案づくりを加速させた。23 年 9～12 月にはパブリックコメント、事業者懇談会、議会と公契約条例検討会を実施した。24 年 1 月には「公契約審議会（弁護士 1 名、労働者団体代表 2 名、事業者代表 2 名）」を設置。公契約条例施行前には事業者説明会を実施した。

公契約条例の目的は、労働者の賃金や労働条件の確保で生活の安定化と、公共工事の質の向上を図り、地域経済や社会の活性化することとしている。公契約条例の対象は、予定価格 5,000 万円以上の工事請負契約、予定価格 1,000 万円以上の業務委託契約。指定管理施設も含む。対象労働者には派遣労働者や一人親方も含まれる。労務報酬下限額は、工事・委託とも 903 円。熟練労働者は 1,902 円。生活保護基準を基に設定している。工事請負の場合、熟練労働者を職種ごとに 80%以上確保しなければならない。24 年度の工事請負契約は 5 件、業務委託契約は 50 件と予想されている。受注者の義務として、賃金が市が定める報酬下限額を下回った場合、その差額分を労働者に支払うことや、入札等で受注者が変更になった場合でも、継続雇用希望者には特段の雇用に努めること。労務台帳の整備や立ち入り検査、報告への協力をあげている。条例違反者は、契約解除や企業名の公表、損害賠償、違約金の支払い義務等を課している。

多摩市の公契約条例の特徴は次の点である。 工事に関して、一人親方を対象にしたこと。 工事に関して、熟練労働者とそれ以外に分け、熟練労働者の割合を 80%以上としたこと。 委託の対象範囲が広いこと。野田市や川崎市に比べ、福祉や子育てに関するものも対象。 委託業務・指定管理では、60 歳

以上は対象外としたこと。 継続雇用に努めることを明記したこと。 労務台帳に賃金は記載しないこと。 条例案検討過程で外部委員参画と公開を原則としたこと。 公契約条例審議会の設置と条例施行の検証。 公契約条例と総合評価落札方式の本格実施。

今後の課題としては、 日々発生する課題・問題への対応。 2課の役割分担。 最低賃金法第7条により認められていない障害者の取り扱い。 業務委託の業種別労務報酬下限額の設定。 原稿は 903 円のみ。 委託業務の対象範囲と選定。 市の人的体制と手間の増大。 事業者のデメリット。 労務台帳な管理など手間増大。 複数現場・業務こなす労働者の時間と報酬の管理。 公契約とそれ以外の現場の労働者の賃金格差。 条例施行の効果が見えにくい。 客観的データでの証明が困難。 国への要望。 公契約法の創設。

考察

(1) 千葉県野田市で公契約条例が創設されて以降、公契約条例の対象範囲についての紆余曲折があったが、最近の実施自治体では指定管理者や一人親方を包含しており、一定の整理ができつつある。また、業種別の最低賃金方式も整理されてきている。労働基準法や最低賃金法など、国の制度・法律との問題も解決され、地方自治体の独自性が発揮されやすい環境が整いつつある。

本市で公契約条例を創設しようとするならば、官製ワーキングプアの防止や労働者の権利の擁護、地場賃金の引き上げ、雇用の確保、経済活動の活性化など、そのねらう効果を最大限に発揮させるための条件づくりが欠かせない。また、議会や関係団体、自治体などによる協議機関を創設し、大牟田市における公契約や労働者、企業の実態把握と課題の整理を急ぐ必要がある。

(2) 公契約条例のなかの「最低賃金」の確保に関しては、賃金台帳の提出などの義務化はしているが、自治体側の体制問題や業者側の業務の煩雑化などの理由で、自治体側と業者側の「信頼関係」を基本としたものになっており、現場の労働者から「異議申し立てがあったら調査しましょう」というスタンスであり、実効性という点では、まだまだ不十分さがあるように思える。しかし、労働現場の実態は劣悪であり、労働者が自由に権利を主張したり、法律・就業規則違反の実態を外部に漏らすことは、即、解雇・失業に直結するのが日本の実態である。ゆえに、労働現場の実態や雇用形態、適正賃金の支給などのチェック体制の確立と実効性のある改善指導のあり方に関するさらなる検討と、労働者への公契約条例の趣旨や最低賃金額、自治体への異議申し立て方法などの周知徹底をはかる必要がある。基本は、もっと強制力をもった国の公契約法の創設が必要であろう。

(3) 公契約条例の対象工事金額は各自治体の規模で大きく異なっているが、契約高では年間契約高の 50% を超えている自治体が多いので、公契約条例の対象となる労働者数もかなりのものになると予想される。

現在の公契約条例には、まだまだ課題もあるが、公契約条例がきっかけとなって、公契約対象外の経済活動分野への影響力も持ってくると思われる。そのような効果も含め、不況の長期化や公共事業の減少、雇用破壊のなかで悪化している大牟田の労働環境の健全化に資するための公契約条例の創設は、待ったなしのテーマであると思われる。